

答 申 個 第 1 2 2 号
令 和 4 年 8 月 4 日

京 都 市 長 様

京都市情報公開・個人情報保護審査会
会 長 北 村 和 生
(事務局 総合企画局情報化推進室情報管理担当)

京都市個人情報保護条例第36条第1項の規定に基づく諮問について（答申）

令和3年5月20日付け保障第100号をもって諮問のありました下記のことについて、
別紙のとおり答申します。

記

再作成した個別支援計画書の不存在による非開示決定事案（諮問個第304号）

1 審査会の結論

処分庁が行った不存在による非開示決定処分は妥当である。

2 審査請求の経過

- (1) 審査請求人は、令和3年2月1日に、処分庁に対して、京都市個人情報保護条例（以下「条例」という。）第14条第1項の規定により、「京都市発達障害者支援センターかがやき元職員である●●が「再作成」した個別支援計画書」の開示を請求した（以下「本件請求」という。）。
- (2) 処分庁は、本件請求に係る公文書を保有していないため、不存在による非開示決定処分（以下「本件処分」という。）をし、令和3年2月12日付けで、その旨及び理由を次のとおり審査請求人に通知した。

京都市発達障害者支援センターかがやきに保管する文書を探索したが、件名の公文書は保有していないため。

- (3) 審査請求人は、令和3年4月23日に、本件処分を不服として、行政不服審査法第2条の規定により、本件処分の取消しを求める審査請求をした。

3 審査請求の趣旨

本件審査請求の趣旨は、本件処分の取消しを求めるというものである。

4 処分庁の主張

弁明書及び審査会における職員の説明によると、処分庁の主張は、おおむね次のとおりであると認められる。

- (1) 京都市発達障害者支援センターかがやき（以下「かがやき」という。）の運営について
かがやきは、発達障害のある方とその御家族が地域で安定して生活ができるように支援するセンターであり、「相談支援」、「就労支援」、「発達支援」、「普及啓発・研修」の4つの機能を併せ持つセンターとして平成17年11月に開設し、社会福祉法人へ委託して事業を実施している。各事業の実施に当たっては、福祉、保健、医療等の各分野の支援が総合的に提供されるよう、子ども若者はぐくみ局児童福祉センターと密接に連携して支援内容等を協議している。子ども若者はぐくみ局児童福祉センターの一部門に位置付けられているが、平成31年4月から事務分掌の一部が改正され、「発達障害者支援センターに関すること」については、保健福祉局障害保健福祉推進室において担当することになった。
- (2) 本件請求に係る文書について
●●氏はかがやきの元職員であり、平成25年頃に審査請求人の就労支援に関わっていた。本件請求は、●●氏（以下「元職員」という。）が審査請求人に係る就労支援において、再作成したとされる「個別支援計画書」について、開示するよう求めたものである。

(3) 本件請求に係る文書が存在しないことについて

かがやきが保有する公文書については、相談者ごとに簿冊を作成して保管しているほか、会議録や名簿などは電磁記録で保有している。これらすべての文書の中から本件請求内容を満たす文書を探索したが、存在しなかった。なお、仮に再作成していたとしても、かがやきにおける事務事業の実施等に関する文書の保存年限は、京都市公文書管理規則に基づき当該文書完結日の翌日から起算して5年としているため、文書保存年限の経過により廃棄した可能性も考えられる。

5 審査請求人の主張

審査請求書、反論書及び行政不服審査法に基づく口頭意見陳述における審査請求人の主張によると、審査請求人の主張は、おおむね次のとおりであると認められる。

- (1) 先ず処分庁は、本件開示請求文書が何故「存在しない」のかについて理由説明していないので、これは行政手続法8条1項に違反しており、別の審査請求事件に於いても総務省情報公開・個人情報保護審査会が同じ指弾を行っている。
- (2) 次いで本件開示請求文書が「存在しない」経緯であるが、これについてかがやき前副センター長である■■■は、2021年3月5日金曜日に行われた口頭意見陳述時に幾らか説明している。
- (3) 更に本件開示請求文書が「存在しない」事は条例12条1項にも違反している。其れに於いて「個人情報」を正確かつ最新の状態に保つよう努めなければならない」と定められているにも関わらず、元職員は「最新の」情報を書いていないので当該条例に違反している。
- (4) 「仮に再作成していたとしても」と書かれているが、かがやき前副センター長である■■■は当時の経緯を踏まえて「再作成されていない」旨を陳述しているので、本件弁明書と当該陳述が矛盾している。

6 審査会の判断

当審査会は、処分庁の主張及び審査請求人の主張を基に審議し、次のとおり判断する。

(1) 本件請求に係る公文書について

かがやきでは、相談者に対し支援を計画するために必要となる情報として、相談者から聞き取った診断名や診断機関名、生活状況、関連機関の利用状況などのほか、今後の支援の方針、計画の詳細等を記載した個別支援計画書を作成している。本件請求は、審査請求人に係る個別支援計画書について、再作成されたものが対象とされている。

(2) 本件処分について

ア 審査請求人は、2013年1月に作成された個別支援計画書に、「次回見直し：2013年7月」と記載されていることから、再作成した個別支援計画書があるはずだと主張する。

一方、処分庁は、請求内容を満たす文書を探索したが、存在しなかったと主張する。

イ 当審査会が、個別支援計画書の再作成について、その詳細を諮問庁に確認したところ、通常は、支援計画を進める中で当該相談者と面談を行い、その結果、支援計画を見直す必要があると判断した場合に個別支援計画書を再作成するとのことであった。また、審査請求人に関しては、2013年1月作成の個別支援計画書によると同年7月に見直し予定とあるものの、当該計画作成後に面談は行われておらず、また支援も継続していなかったため、当該計画の見直しは行われなかったとのことであった。

ウ そうすると、面談などが行われていない以上、個別支援計画書が再作成されていなかったとしても何ら不自然な点はなく、また、本件請求の対象となる公文書が存在すると確信するに足る事実も特に見いだせなかった。

エ したがって、当審査会は、本件請求に係る文書が存在しないとする本件処分は妥当であると判断する。

(3) 結論

以上により、「1 審査会の結論」のとおり判断する。

(参 考)

1 審議の経過

令和3年	5月20日	諮問
	6月10日	諮問庁からの弁明書の提出
	7月12日	審査請求人からの反論書の提出
令和4年	1月28日	諮問庁からの口頭意見陳述記録書の提出（令和3年10月25日開催）
	6月24日	諮問庁の職員の口頭理由説明（令和4年度第2回会議）
	8月 4日	審議（令和4年度第3回会議）

※ 行政不服審査法第33条及び第34条に基づく手続を行うよう審査請求人から申立てがあったが、当審査会は、これらの手続を経なくても十分な審議が可能であると判断し、いずれも実施しなかった。

2 本件諮問について調査及び審議を行った部会

第2部会（部会長 毛利 透）